

## 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書

昨年度、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務教育標準法が国会で成立した。これにより、30年ぶりに学級編成標準が引き下げられ、国レベルでの少人数学級の推進に向けた取組が始まったことになる。

日本は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い現状があり、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、今後とも少人数学級の着実な推進が必要である。

また、日本のGDPに占める教育費公財政支出の割合がOECD加盟国の中で最下位であることや、三位一体改革による義務教育費国庫負担制度の国負担割合引き下げが地方自治体の財政を圧迫していることなどから、国庫負担の拡充が必要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は重要であり、未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要がある。このような観点から、国においては、平成24年度の政府の予算編成において下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。具体的な学級規模はOECD諸国並のゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	西 岡 武 夫 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
文部科学大臣	中 川 正 春 様